令和８年度

川 崎 市 立 上 作 延 小 学 校
第1回PTA臨時総会(紙面)

令和８年　９月 28 日(月)

目 次

・「がくぷり」導入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
・PTA 個人情報取扱細則 新旧対照表 ・・・・・・・・・・・ 2
・PTA 個人情報取扱細則 改定案 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3

PTA 会員の皆さま　　令和８年９月吉日

川崎市立上作延小学校 PTA

会長 山田洋志

PTA コミュニケーションツール「がくぷり」導入に関するお願い

日頃より PTA 活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

ここ数年、上作延小学校 PTA では「活動のスリム化、オンライン化で参加しやすい PTA」を目指し、継続して取り組んでまいりました。

また、見守り活動や学校行事のお手伝い、地域活動への協力など、多くの保護者の皆さまにご協力をいただいております。皆さまのご理解とご貢献に、改めて感謝申し上げます。

そのような中、皆さまのご協力のもと、一昨年より「かみさくフェス」も再開することができ、保護者同士、PTA、学校との間で、これまで以上に様々な情報共有や連携が必要となっています。

一方で、学校現場においては、先生方が非常に多忙な環境の中で日々業務にあたっておられます。PTA としても、学校のご負担を可能な限り増やさず、効率的に連携できる形を目指していく必要があると考えています。

Ⅰ. IT ツール導入を検討した背景

（1）「ミマモルメ」による PTA 情報配信が今後難しくなる見込みであること

これまで PTA では、「ミマモルメ」を活用し、一部のおたより配信等を行ってきました。しかし、「ミマモルメ」は本来、学校から保護者への連絡を目的として川崎市教育委員会により導入されているシステムであり、PTA による利用については限定的な運用となっています。今後は、PTA に関する情報提供への利用が難しくなる見込みであり、新たな情報共有手段の検討が必要となっています。

（2）PTA 活動のさらなるスリム化・効率化を進めるため

PTA ではここ数年、役員・委員の負担軽減を目的に、活動内容や運営方法の見直しを進めてきました。しかし現在でも、資料作成のために役員が学校へ集まり、原稿を作成し、学校へ原稿チェック依頼を行い、役員が配布用に学校にて印刷、印刷された紙を先生方が児童へ配布するという流れとなっております。こうした物理的な作業には多くの時間と労力が必要となっており、学校側にも一定のご負担をおかけしています。

（3）情報を「確実に」「必要な時に」届けるため

紙のおたよりは、児童が渡し忘れてしまったり、家庭内で紛失してしまったりするケースも少なくありません。また、以前配布した資料を後から確認したい場合にも探しにくいという課題があります。デジタル化することで、必要な情報を確実にお届けし、過去の配布資料にも簡単にアクセスできる環境を整えたいと考えています。

（4）各種連絡業務の負担軽減

今後も、PTA ボランティア募集、アンケート集計などについても、役員による手作業での管理負担が引き続き見込まれます。また、かみさくフェスにおいては、企画運営において IT ツールを活用することで、こうした運営業務を効率化し、より多くの方が参加しやすい PTA 活動につなげたいと考えています。

2. 導入するコミュニケーションツールについて

当 PTA では、新たなコミュニケーションツールとして「がくぷり」の導入を予定しています。「がくぷり」採用においては、全国の学校・PTA、当校近隣の PTA で活用されているコミュニケーションツールとしての実績、及びその機能、使いやすさ、セキュリティ、開発体制等を考慮いたしました。おたより配信、アンケート、ボランティア募集、スケジュール共有、固有グループ間でのチャット機能設定などを一元的に行うことができます。

導入により、以下のような改善を行ってまいります。

- おたよりを確実に配信できる
- 児童の渡し忘れによる未配布を防げる
- 過去のおたよりをいつでも確認できる
- アンケート集計を効率化できる
- ボランティア募集や出欠確認が容易になる
- 学校、役員・パートナー、サポータ間の連絡を安全に行える
- 個人情報の情報管理も安全に運用できる
- 学校・PTA 双方の印刷・配布負担を軽減できる

3. ツール導入費用について

「がくぷり」導入にあたり、当 PTA として、以下の年間利用料がかかります。令和 8 年度の予算に計上しております。

・年間利用料：132,000円(税込)

4. 今後の計画について

ツール導入にあたり、以下を計画しております。

- ９月中旬：個人情報取扱細則の一部改正に伴う臨時総会(書面)案内送付
- ９月下旬：臨時総会(書面)報告
- １０月上旬：ツールダウンロード開始および、インストールマニュアル配布

皆さまからいただいたご意見を参考に、よりよい運用方法及びマニュアル等の整備を検討してまいります。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

Q&A

Q1.「がくぷり」とは？

A. 現役 PTA 役員と小学校で作ったアプリです。プリント配布やアンケート回収・集計、出欠連絡などアプリで簡単に管理ができます。川崎市内でも、上作延小学校周辺校でも、多くの導入実績のあるアプリです。

Q2. セキュリティは安全ですか？

A.「がくぷり」においては、サーバーは最も信頼性が高いといわれている AWS を採用、ネットワーク盗聴対策として SSL を導入しており、厳重なセキュリティ、個人情報の保護をしております。また、第三者機関による審査として、ISO27001 を取得しております。また、管理者は、保護者の方のメールアドレスやパスワードをを閲覧することも出来ない設定となっております。また、ご登録いただいたメールアドレスやパスワードは PTA の管理者も確認出来ない仕様となっております。

Q3. スマートフォン以外でも利用できるか。

A. はい。パソコンやタブレットでも利用可能です。

Q4. 個別に利用料金はかかりますか？

A. 保護者個人への利用料金は発生いたしません。

Q5. 費用対効果はあるか？

A. 大幅な印刷費削減以外にも、配布負担低減、集計作業削減、フェスでの情報交換、出席の変更等の対応など見えづらい工数の削減、今後のサステナブルな PTA 活動の実現を見据えた上で必要な費用と考えております。

Q6. 通知が多くなりませんか？

A. 重要なアイテム、返信されていないアイテムの再確認に絞る予定ですが、通知含めた運用方法については、引き続き検討を重ねていきます。

Q7. 登録作業は難しいですか？

A. 簡単に登録できるようマニュアルを整備いたしますのでご安心ください。

Q8. 紙のおたよりはなくなりますか？

A. 基本的におたよりは「がくぷり」経由となりますが、紙でのご連絡が必要な特殊な場合においては紙でのおたよりを発行いたします。その際は、「がくぷり」でお知らせいたします。

Q9. 夜遅くに通知がこないか？

A. 配信時間を指定して行うことができます。日中での配信を計画しております。

上作延小学校 PTA 個人情報取扱細則　新旧対照表（案）

令和 8 年度 PTA 臨時総会　資料 1

現行	改正案	改正理由
第 2 条（指針） （中略）、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。	**第 2 条（指針）** （中略）、要配慮個人情報については、法令に基づき必要最小限の範囲で慎重に取り扱うものとする。	行事等の安全管理上、アレルギー等の要配慮個人情報を取り扱う必要が生じる場合に対応するため。
第 3 条（周知） 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。	**第 3 条（周知）** 個人情報の取扱方法は、総会資料、通知、電子配信等により会員へ周知する。	「がくぷり」等による電子的な情報配信に対応するため。
第 4 条（利用目的） 本会では個人情報を次の目的のために利用する。 （1）文書等の送付 （2）本会役員・会員名簿等の作成 （3）本会役員等の推薦活動 （4）広報紙、PTA ホームページへの掲載	**第 4 条（利用目的）** 本会では個人情報を次の目的のために利用する。 （1）紙媒体または電子的方法による文書・通知等の配信 （2）本会役員・会員名簿等の作成 （3）本会役員等の推薦活動 （4）広報紙、PTA ホームページ （5）PTA 活動に必要な連絡、アンケート、出欠確認、ボランティア募集、その他運営業務 （6）PTA が指定する情報配信・管理サービスの利用	電子配信、アンケート、出欠確認、ボランティア募集等、現在の PTA 活動における個人情報の利用目的を明確化するため。
第 6 条（外部サービスの利用）【新設】 （新設）	**第 6 条（外部サービスの利用）【新設】** 本会は、PTA 活動の円滑な運営のため、外部事業者が提供する情報配信・管理サービス、アンケートフォームその他関連サービスを利用することができる。利用にあたっては、個人情報保護に十分配慮し、適切なサービスを選定する。	「がくぷり」等の外部サービスを PTA 活動で適切に利用できることを明確化するため。

現行	改正案	改正理由
第 8 条（管理）〔現行第 7 条〕 本会における個人情報管理者は、会長とする。個人情報は本会が適正に取扱い、また、活動する上で得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。	**第 8 条（管理）** 本会における個人情報管理責任者は会長とする。個人情報へのアクセス権限は、PTA 活動上必要な役員等に限定する。役員等は、活動上知り得た個人情報をみだりに第三者へ開示し、または不当な目的に使用してはならない。不要となった個人情報および電子データは、適正かつ速やかに廃棄または削除する。また、役員等は任期終了後、業務上知り得た個人情報を速やかに削除または返却しなければならない。	デジタル化に伴い、アクセス権限、電子データの削除、任期終了後の取扱い等を明確化するため。
第 9 条（学校との情報共有）【新設】 （新設）	**第 9 条（学校との情報共有）【新設】** 本会は、PTA 活動運営上必要な範囲に限り、学校と個人情報を共有することができる。	「がくぷり」の登録状況確認等、PTA 活動の運営上必要となる学校との情報連携について明確化するため。

上作延小学校 PTA 個人情報取扱規則（改訂案）

（目的）

第1条　本規則は、上作延小学校 PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、PTA 活動の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

（指針）

第2条　本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報については、法令に基づき必要最小限の範囲で慎重に取り扱うものとする。

（周知）

第3条　個人情報の取扱方法は、総会資料、通知、電子配信等により会員へ周知する。

（利用目的）

第4条　本会では個人情報を次の目的のために利用する。

（1）紙媒体または電子的方法による文書・通知等の配信

（2）本会役員・会員名簿等の作成

（3）本会役員等の推薦活動

（4）広報紙、PTA ホームページ

（5）PTA 活動に必要な連絡、アンケート、出欠確認、ボランティア募集、その他運営業務

（6）PTA が指定する情報配信・管理サービスの利用

（個人情報の取得）

第5条　本会は、個人情報を取得するときは、あらかじめその利用目的を定め、本人に明示する。

（外部サービスの利用）

第6条　本会は、PTA 活動の円滑な運営のため、外部事業者が提供する情報配信・管理サービス、アンケートフォームその他関連サービスを利用することができる。利用にあたっては、個人情報保護に十分配慮し、適切なサービスを選定する。

（同意の取り消し）

第7条　会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。また、不同意の申し出があった場合、本会は速やかに該当する個人情報を廃棄または削除する。ただし、既に配付済みの資料等については、削除の連絡をもってこれに代えることができる。

（管理）

第8条　本会における個人情報管理責任者は会長とする。個人情報へのアクセス権限は、PTA 活動上必要な役員等に限定する。役員等は、活動上知り得た個人情報をみだりに第三者へ開示し、または不当な目的に使用してはならない。不要となった個人情報および電子データは、適正かつ速やかに廃棄または削除する。また、役員等は任期終了後、業務上知り得た個人情報を速やかに削除または返却しなければならない。

（学校との情報共有）

第9条　本会は、PTA 活動運営上必要な範囲に限り、学校と個人情報を共有することができる。

（第三者提供の制限）

第10条　個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

（3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

（4）国または地方公共団体等が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（情報の開示等）

第11条　本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除等を求められた場合は、法令に沿って適切に対応する。

（改正）

第12条　法令の改正または事務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し、総会の承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第3条に定める方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本規則は、令和8年10月1日より施行する。